

医薬基盤・健康・栄養研究所 評価・重点化項目一覧

第12回 厚生科学研究評価部会

令和4年7月28日

資料1

事項	中長期目標 該当項目	評価項目	令和2年度 (参考)	令和3年度 (自己評価)	項目別調書No.	重要度	重点化 項目	重点化理由
研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	第3・A・1	基盤的技術の研究及び創薬等支援	S	S	1-1	○	○	基盤的技術の研究及び創薬等支援は、革新的な医薬品等の開発に貢献することを通じて、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(健康長寿社会)の形成に直結する極めて重要な業務であり、我が国の健康・医療政策における主要な位置を占めることから、中長期目標において重要度が高い項目として設定している。「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改定。以下、「評価指針」という。)において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
	第3・A・2	生物資源に係る研究及び創薬等支援	B	S	1-2	○	○	生物資源に係る研究及び創薬等支援は、革新的な医薬品等の開発に貢献することを通じて、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や健康長寿社会の形成に直結する極めて重要な業務であり、我が国の健康・医療政策における主要な位置を占めることから、中長期目標において重要度が高い項目として設定している。「評価指針」において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
	第3・A・3	医薬品等の開発振興	B	B	1-3	○	○	医薬品等の開発振興は、希少疾病用医薬品等の開発を促進することを通じて、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や健康長寿社会の形成に直結する極めて重要な業務であり、我が国の健康・医療政策における主要な位置を占めることから、中長期目標において重要度が高い項目として設定している。「評価指針」において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
	第3・B	健康と栄養に関する事項	B	A	1-4	○	○	栄養と身体活動、食品に関する研究及び人材育成は、国の生活習慣病対策等の施策の推進にエビデンスを提供し、また高齢化社会において重要性が増している健康栄養研究の底上げを図るものであり、国の重要課題である健康長寿社会の形成に向けて、重要かつ基本となる業務であることから、中長期目標において重要度が高い項目として設定している。「評価指針」において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
	第3・C	統合による相乗効果を發揮するための研究に関する事項	A	A	1-5	○	○	「医薬品等に関する専門性」と「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進することを通じて、国民の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果が創出されることが期待され、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や健康長寿社会の形成に貢献し、我が国の健康・医療施策における新しい研究分野を切り拓く可能性の高い業務であることから、中長期目標において重要度が高い項目として設定している。「評価指針」において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
業務運営の効率化に関する事項	第4	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	2-1	—	—	—
財務内容の改善に関する事項	第5	予算、収支計画及び資金計画、短期借入額の限度額、不要財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、剩余金の使途	B	B	3-1	—	—	—
その他業務運営に関する重要事項	第6	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	4-1	—	—	—
総合評定	—	—	B	A	—	—	—	—